

特別職報酬等の改定について (案)

【令和5年度特別区人事委員会勧告】

月例給については、公民格差3,722円(0.98%)を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引上げとし、特別給については、年間支給月数を0.1月引上げる

【改正案】

令和5年度特別区人事委員会勧告と同様に、特別職等の報酬等月額を0.98%増額するとともに、期末手当の支給月数を0.1月引上げる。

		報酬等月額 A	期末手当 B		年収		年間経費 合計額
			支給月数	年間支給額			
区 長	現行	1,246,700	3.30	月	5,965,459	20,925,859	× 1人 = 20,925,859
	改定後	1,258,900	3.40	月	6,206,377	21,313,177	× 1人 = 21,313,177
	差	12,200	0.10	月	240,918	387,318	× 1人 = 387,318
副区長	現行	1,008,900	3.30	月	4,827,586	16,934,386	× 1人 = 16,934,386
	改定後	1,018,800	3.40	月	5,022,684	17,248,284	× 1人 = 17,248,284
	差	9,900	0.10	月	195,098	313,898	× 1人 = 313,898
教育長	現行	922,000	3.30	月	4,411,770	15,475,770	× 1人 = 15,475,770
	改定後	931,000	3.40	月	4,589,830	15,761,830	× 1人 = 15,761,830
	差	9,000	0.10	月	178,060	286,060	× 1人 = 286,060
議 長	現行	916,100	3.20	月	4,250,704	15,243,904	× 1人 = 15,243,904
	改定後	925,100	3.30	月	4,426,603	15,527,803	× 1人 = 15,527,803
	差	9,000	0.10	月	175,899	283,899	× 1人 = 283,899
副議長	現行	785,200	3.20	月	3,643,328	13,065,728	× 1人 = 13,065,728
	改定後	792,900	3.30	月	3,794,026	13,308,826	× 1人 = 13,308,826
	差	7,700	0.10	月	150,698	243,098	× 1人 = 243,098
委員長	現行	644,300	3.20	月	2,989,552	10,721,152	× 8人 = 85,769,216
	改定後	650,600	3.30	月	3,113,121	10,920,321	× 8人 = 87,362,568
	差	6,300	0.10	月	123,569	199,169	× 8人 = 1,593,352
副委員長	現行	617,400	3.20	月	2,864,736	10,273,536	× 8人 = 82,188,288
	改定後	623,500	3.30	月	2,983,447	10,465,447	× 8人 = 83,723,576
	差	6,100	0.10	月	118,711	191,911	× 8人 = 1,535,288
議 員	現行	595,400	3.20	月	2,762,656	9,907,456	× 16人 = 158,519,296
	改定後	601,200	3.30	月	2,876,742	10,091,142	× 16人 = 161,458,272
	差	5,800	0.10	月	114,086	183,686	× 16人 = 2,938,976

※予特・決特の委員長・副委員長については、考慮していない

※議員改選等についても、考慮していない

(参考①) 区長、副区長及び教育長の期末手当・・・(給料月額+給料月額×45/100)×支給月数

(参考②) 議員の期末手当・・・(報酬月額+報酬月額×45/100)×支給月数

三役合計

改定前	53,336,015
改定後	54,323,291
差	987,276

議員合計

改定前	354,786,432
改定後	361,381,045
差	6,594,613

三役・議員 合計

改定前	408,122,447
改定後	415,704,336
差	7,581,889